

平成20年11月7日



## 予約保証制度の創設について

中小企業の、将来における資金需要に応えることを目的とする「予約保証制度」が、平成20年11月21日から実施可能になります。

### 1. 予約保証制度の概要

予約保証制度とは、中小企業の将来の資金需要に応え迅速な資金調達を支援することを目的とし、あらかじめ金融機関及び信用保証協会の審査を受け、将来の保証付き融資の予約を行うことを可能とする制度です。

利用される中小企業は、予約時には特段手数料等を支払う必要はありませんが、予約に基づき将来実際に保証付き融資を受ける場合には、特別の保証料率が適用されます（具体的な水準については、各信用保証協会にご確認下さい）。

### 2. 今後の予定

省令公布（中小企業信用保険法施行規則）  
平成20年11月20日（木）  
実施開始 平成20年11月21日（金）

ただし、各信用保証協会におけるシステム変更等の対応が必要であるため、一部の保証協会では実施時期が上記のとおりではありません。各地域の状況については、各保証協会にお問い合わせ下さい。

（本発表資料のお問い合わせ先）  
中小企業庁金融課 星島、松野尾  
電話：03 - 3501 - 2876（直通）

# 予約保証制度の創設

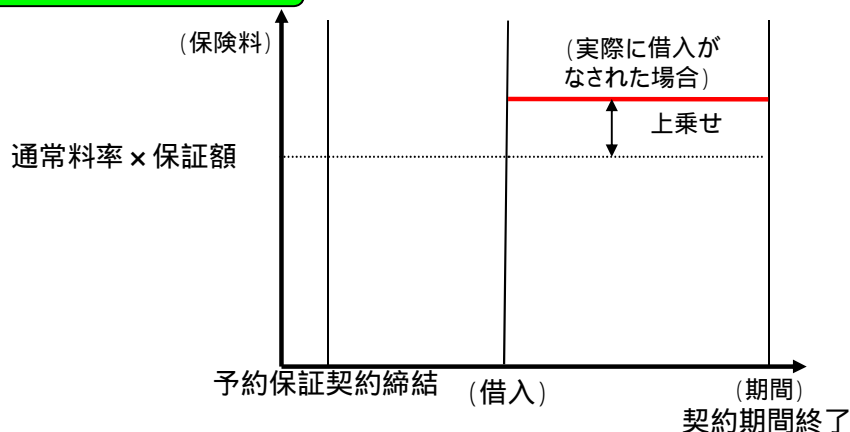
## 課題

いざという時の資金需要に対応した迅速な資金調達手段が中小・小規模企業には不十分。これは黒字倒産の一要因。

## 信用保証協会による取組み

- 予約保証制度とは、中小企業が、将来に発生するかもしれない資金ニーズに対応するため、予め保証枠を確保することを可能とするもの。  
“雨が降る時に備え、「傘」を予め予約するもの”
- 保証枠の限度内で実際に融資を受けた場合には、通常料率に一定の保証料を上乗せして徴収することとする。

## 予約保証制度の概要



## (参考)現在の保証制度

